

## 令和8年度東京都特定最低賃金申出参考資料(適用使用者数及び適用労働者数)

### (1) 現存の東京都特定最低賃金

産業名	産業分類番号	特定(産業別)適用使用者数	特定(産業別)適用労働者数	備考
鉄鋼業	E22	284	3,605	令和7年度申出の基幹的労働者の範囲による(※1)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	E250の一部、E252、E2531、E2532の一部、E2533、E2534、E2596、E260の一部、E2621の一部、E2652、E2693	486	6,019	令和7年度申出の基幹的労働者の範囲による(※2)
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	E310の一部、E311、E313、E314	528	22,845	令和7年度申出の基幹的労働者の範囲による(※3)

(資料出所) 令和7年度「鉄鋼業」申出書、「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」申出書、「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業」申出書

令和3年経済センサス-活動調査を基礎とした「都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数表(事業所母集団DB(令和4年次フレーム(確報))による集計)」に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、令和7年度実施の最低賃金に関する基礎調査結果を踏まえて推計。

### (2) 令和7年度新設申し出又は意向表明のあった東京都特定最低賃金(意向表明のみのもも含む)

電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E280の一部、E2814、E2832、E290の一部、E291、E2922、E2929、E293、E2942、E296、E297、E300の一部、E3011、E3012、E3013、E302、E303	1,396	26,965	令和7年度申出の基幹的労働者の範囲による(※4)
自動車小売業(新車)	I5911	1,025	18,275	令和7年度申出の基幹的労働者の範囲による(※5)
一般貨物自動車運送業	H441、H491(郵便業)		53,879	令和6年度申出の基幹的労働者の範囲による(※5)

(資料出所) 令和7年度「電気機械器具、情報通信機械器具製造業」申出書、「自動車小売業(新車)」申出書、「一般貨物自動車運送業」意向表明書

令和3年経済センサス-活動調査を基礎とした「都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数表(事業所母集団DB(令和4年次フレーム(確報))による集計)」に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、令和7年度実施の最低賃金に関する基礎調査結果を踏まえて推計。

- ※1 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※2 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※3 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※4 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、  
 (1)契約期間の定めがなく雇用されている労働者  
 (2)契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者  
 (3)契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者  
 ただし、次の者を除く。  
 (1)18歳未満又は65歳以上の者。  
 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。  
 (3)次に掲げる業務に主として従事する者。  
 イ 清掃又は片付けの業務  
 ニ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務
- ※5 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※6 一般貨物自動車運送業及び郵便業に従事する年齢18歳から65歳までの大型・中型貨物自動車運転者(軽貨物自動車は除く)。H491(郵便業)の事業場に該当労働者なし。